

平成 31 年 3 月 18 日

建設業者各位

総務部総務課

阿南市発注工事に係る中間前金払について

このことについて、次のように定めましたのでお知らせします。

1 中間前金払の対象工事

1 件の当初請負代金額が 1 0 0 万円以上の工事を対象とする。（平成 31 年 4 月 1 日以降に契約する案件から適用）

2 中間前金払の要件

次の全ての条件を満たす場合に、中間前金払を行うことができるものとする。

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

3 中間前金払の割合

請負代金額の 1 0 分の 2 以内とする。ただし、中間前金払を支出した後の前金払の合計額が契約金額（変更契約がある場合は変更後の請負代金額）の 1 0 分の 6 を超えてはならないものとする。

4 部分払との併用の禁止

中間前金払と部分払の併用は禁止する。

ただし、6 に該当する場合についてはこの限りでない。

5 中間前金払に係る認定及び請求の方法

- (1) 請負者は、中間前金払の認定を受けようとする場合は、中間前金払認定請求書（様式 1）に工事履行報告書（様式 2）を添付し、発注者に提出するものとする。
- (2) 発注者は、前項の請求があったときは、2 の中間前金払の要件の全てを満たすものであるかどうかの確認を行い、確認後は中間前金払認定調書（様式 3）を作成し、請負者に交付するものとする。
- (3) 中間前金払認定調書の交付は、当該請求を受けた日から 1 4 日以内に行うこととする。

ただし、請負者が提出する資料について内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は連休期間前その他特別の事情があるときはこの限りではない。

- (4) 2に定める要件の確認は、「工事履行報告書」、「工程表」等の資料をもって足りることとし、特に必要と定める場合を除き、特別の現地確認は要しないものとする。なお、疑義がある場合は、確認のための必要書類の提示を求めることができる。
- (5) 2に定める要件の工程や経費が明らかに2分の1を超えないと認められる場合を除き、要件を満たしているものとする。
- (6) 工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を2の(3)の経費に加算して認定することができるものとする。
- (7) 設計図書の変更指示書に基づき、新規工種等の追加指示が行われている場合は、変更契約書の締結前であっても、当該新規工種等に係る進捗状況を、2の(2)の作業及び2の(3)の経費に含めることができるものとする。
- (8) 発注者は、請求のあった工事が2に定める要件を満たしていない場合又は工事の発注時期及び契約工期を勘案し、中間前金払をすることが妥当でないと認められる場合には、認定しないこととする。この場合においては、発注者は認定を行わない旨を、速やかに請負者に通知するものとする。
- (9) 請負者は、(2)の中間前金払認定調書に基づき、中間前金払の支払いを請求する場合には、請求書に当該中間前金払に関する保証契約に係る保証証書（正）を添えて発注者に提出するものとする。

6 債務負担行為及び継続費の工事の特例等

- (1) 当該年度の出来高予定額が当該年度内に支出できる見込みのものを対象として中間前金払をすることができるものとする。なお、この場合の2に定める要件は、それぞれの年度ごとの工期、工程により認定するものとする。
- (2) 中間前金払を選択した場合においても、各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払い及び繰越に係る工事における年度末の部分払いについては、行うことができるものとする。